# 病原体等管理体制整備事業

平成22年8月

健康局結核感染症課(亀井美登里課長) [主担当]

# 1. 施策体系上の位置づけ

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療 等を確保する

施策中目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

施策小目標1 感染症対策の充実を図ること

## 2. 事業の概要

# (1) 実施主体

厚生労働省(本省、地方厚生局)

### (2) 概要

平成16年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部(本部長:内閣官房長官)にて策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案を第164回通常国会に提出し、継続審議となったが、第165回臨時国会で可決成立した(施行は平成19年6月1日から)。

この行動計画等に伴い、特定病原体等の所持者・輸入者からの許可申請書から認可までの審査 過程において、認可発行状況の管理、立入検査等の監督業務の支援、蓄積された情報の統計分析 などを可能とする「病原体等管理システム」の整備を図るものである。

病原体等管理システム:特定病原体等を所持・輸入しようとする者が、インターネット上で申請書・届出書をダウンロードし、申請・届け出内容を入力したファイルを厚生労働省へ提出することができ、かつ、これを受け取った厚生労働省(担当者)において、届出書データ、許可申請書データの格納・閲覧を可能とするシステム

# 3. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性)

#### (1)有効性の評価

構築した病原体管理システムにおいて、全ての病原体所持施設のデータベース化が完了し、変 更事項等は随時更新され、病原体等の保管場所等が把握されている。

なお、現在までのところ、本システムを活用する原因不明の感染症発生事例は確認されていない。

#### (2) 効率性の評価

病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報を把握・管理することは必要不可欠である。

病原体管理システムにおいては、オンライン化により、随時更新される病原体等所持施設の情報について厚生労働省と各地方厚生局とが共有でき、効率的な監督業務ができている。一方で、本システムは、厚生労働本省と地方厚生局とを専用回線で接続し、高度なセキュリティ対策を構築している。そのための費用は、生物テロに使用されるおそれのある病原体等を所持する施設の情報漏洩、病原体等の盗取を防止し、安全を確保するためには、必要なものと考える。

## (3) 政策等への反映の方向性

病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報を把握・管理することは必要不可欠であることから、平成23年度予算概算要求においても 所要の予算を要求する。

(概算要求額:75百万円)

#### 4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)	)				
アウトプット指標					
	H17	H18	H19	H20	H21
病原体データベースのデータ登録	_	_	402	586	721
件数					
達成率			_	_	_

#### 【調査名・資料出所、備考等】

データは、「病原体等管理システム」によるものである(毎年度)。

データ登録件数は、当該年度末時点で登録等されたデータの件数である(データベースの履歴機能に基づく)。

# 5. 特記事項

# (1) 国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当

- ① **旬**・無 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を 改正する法律案に対する附帯決議 (平成 18 年 11 月 10 日衆議院厚 生労働委員会、平成 18 年 11 月 30 日参議院厚生労働委員会)
- ② 具体的記載 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一に も漏出することがないよう万全を期すこと。